

さ情審査答申第127号
平成28年8月5日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年10月28日付けで貴職から受けた、「平成26年5月16日付けで、望月印刷株式会社へ発注したとする契約に関する予定価格について、・予定価格を定めた（決裁等）の文書・書類等、・「見積提出者選定案」などに予定価格を記載した文書・書類等の全てのもの、・平成26年12月17日受付第52号開示請求に対する1月5日付第2899号一部開示決定通知書の決裁文書」（以下「本件対象行政情報」という）の一部開示決定（以下「本件処分」という）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年5月28日付け保福福第698号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報のうち、参考見積書及び執行予定額の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 「予定価格」は定めていなく（契約規則第22条）、「複数の仕様（サイズ・枚数）で、参考見積書の提出」により、「執行予定額」（を算出した）との事だが、ファックス（文）も、複数の仕様（サイズ・枚数）も、参考見積書（類）も、三種類とも「破棄した」との事、こんな馬鹿げた事があって良いのですか？1年度間は、ファイリングシステム上も保管

すべきものではないですか？内規違反は明確ですが、本当に？破棄したのであろうか？虚偽か？（今後追及する。）

- (2) 平成27年7月9日に福祉総務課長、同課副参事より、私に開示の実施があったとき、開示されたのが、別添Ⅰ・臨時給付金普及啓発用チラシ及びポスターの業者選定から発注・納品までの経緯で、当日要求して、送付して頂いたのが別添Ⅱ・①平成27年7月9日行政情報開示時の再確認事項に対する回答書及び②平成26年5月21日付け決裁文書保福第671号「さいたま市臨時福祉給付金普及啓発用チラシ及びポスターの最終校正について」における全文書です。厚生労働省原案を弄くりまわして、間違いだらけのパンフ（チラシ）を修正協議して作成したと称していたが、印刷業者に丸投げして、契約ルール？に反して発注・納品された、その経過と法的責任等の問題については、今後「意見陳述」その他の場で、具体的に指摘した上、厳しく法的追求を行う予定としています。

- (3) 執行予定額（＝予定価格）は、「事前の公表を行わず」、これを記載した書面は、「封書——」も行わず、決裁文書等を庁内では、守秘義務の指定も行わず、予定価格作成者以外の者が見られるように為っていたようだ。ならば、見積合せ・契約締結（請書）後は、3業者にも、開示請求をした私（主権者・納税者）にも、その価格を開示することに何の不都合もない筈だ。

執行予定額（＝予定価格）は、上記(1)の通り、3業者からの参考？見積書から、どの様にして、算出したか？公開すべきだ？

予定価格は契約規則第11条第2項により「取引の実情価格——その他必要な事項を考慮して定めなければならない」のに、市の内部・福祉部内では積算できないのですか？予定価格は部長の専決事項ではないですか？

- (4) 当該行政情報が開示されると、今後予定している契約事務の予定価格を容易に推察され、今後の入札に支障をきたすおそれがあるという屁理屈ですが、上記の通り、高給を取る福祉総務課長・同課副参事・同課主査らの早々たる面々が能力的に積算出来ないで、入札・見積合せに参加する業者から出して貰った借り物（業者の積算を使わせて貰っただけ）の価格であって、推測されるどころか、借り物そのものです。何で契約後でも明らかに出来ないのですか？
- (5) 以上の通り、速やかに否契約後は遅滞なく、公開すべきです。だからこそ、その後の契約事務で予定価格の範囲内で参加事業者が積算し、参加し受注の努力をするのです。これが情報公開の当然の趣旨です。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 平成27年5月14日受付けの行政情報開示請求(以下、「本件請求」という。)において、申立人より①「予定価格を定めた、あるいはその記載がある決裁等文書」及び②「平成27年1月5日付け保福第2899号行政情報一部開示決定通知書の決裁文書」の開示請求を受けた。

上記①は、平成26年5月9日付けで起案を行った、本市臨時給付金普及啓発用チラシ及びポスターの見積徴収に係る決裁文書一式であり、内容として「執行予定額算定の根拠資料とした参考見積書」及び執行予定額の記載のある文書を含むものである。

上記②は、平成26年12月19日に申立人から開示請求を受け一部開示決定を行った際の決裁文書一式である。

- 2 本件処分にあたり、実施機関は当該2件の決裁文書及び「執行予定額算定の根拠資料とした参考見積書」を特定し、平成27年5月28日付けで、「個人の氏名、電話番号、郵便番号、住所、個人印の印影」及び「執行予定額算定の根拠資料とした参考見積書」並びに「執行予定額」を除いて一部開示決定した。

この決定に対し、申立人より、上記「執行予定額算定の根拠資料とした参考見積書」の不開示理由が文書廃棄とされていることに疑義がある旨、及び「執行予定額」について、不開示とする正当な理由はなく、開示すべきとする旨の異議申立てが出された。

- 3 参考見積書については、臨時給付金普及啓発用チラシ及びポスターの見積依頼を行った3業者から本市に提出を受け、その最低価格を執行予定額と定め、見積徴収についての決裁を受けた後、一定期間は所定の個別ファイルにて保管していたが、決裁文書に綴じ合わせてはならず、平成26年11月～12月頃、平成27年1月に控えた執務室移転準備でファイリング不要文書の整理作業を行っていた際に廃棄を行った。業者決定及び発注にかかる決裁文書には本見積書を添付し保存していたため、参考として提出を受けた見積書の保管の優先度は低いと判断したものである。したがって請求日時点では、実施機関に存在しておらず、不開示としたことは妥当である。

- 4 また、平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の負担を緩和するため、臨時的な措置として国が実施する臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の給付事業について、本市では福祉総務課及び子育て支援課が所管課となり、広報、申請受付、審査等の支給事務を行っていたところであるが、当該給付事業については、平成26年度に引き続き

平成27年度も実施されており、本件請求日時点では、平成26年度とほぼ同等の仕様での、制度広報のための今年度用チラシ・ポスターの発注について、5月下旬～6月上旬にかけて行う旨、担当課において検討している状況であった。

そのため、異議申立人の執行予定額を開示せよとの主張に対しては、以下のとおり反論する。

- 5 「執行予定額」とは対象業務の設計金額であり、本件の場合は、3業者から参考見積書をとった最低価格を「執行予定額」とした。さいたま市物品納入等入札等執行事務処理要領（以下「執行事務処理要領」という。）第5条第3項では、「250万円未満」の「物品の製造の請負」の場合は、「負担行為予定金額をもって予定価格とすることができる」としている。

「負担行為予定金額」とは、本件において「執行予定額」と同一であり、したがって、本件では「執行予定額」をもって「予定価格」として取り扱った。執行予定額は市が行う事務事業に関する情報であり、執行予定額を公にすることにより、翌年度以降も同様の事業が実施された場合には、当該広報物作成業務の入札の際の予定価格が推察されてしまい、今後の公正な入札事務に支障をきたすおそれがあるため、さいたま市情報公開条例第7条第5号に該当する、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、不開示としたことは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、「平成26年5月16日付けで、望月印刷株式会社へ発注したとする契約に関する予定価格について、(1)予定価格を定めた(決裁等)の文書・書類等(2)見積提出者選定案などに予定価格を記載した文書・書類等の全てのもの(3)平成26年12月17日受付第52号開示請求に対する1月5日付け第2899号一部開示決定通知書の決裁文書」である。

実施機関は本件請求に対して、(1)平成26年5月12日付け決裁文書保福第547号「さいたま市臨時給付金事業周知チラシ及びポスターの作成と見積徴収について」(2)執行予定額算定の根拠資料とした「さいたま市臨時給付金事業周知チラシ及びポスター作成」の参考見積書(3)平成27年1月5日付け決裁文書「行政情報一部開示決定について(緑52)」を特定し、本件対象行政情報のうち、執行予定額算定の根拠資料とした参考見積書については、執行予定額算出後に破棄したとして不存在とし、また、その他については、条例第7条第2号及び第5号に該当する執行予定額、個人の氏名、電話番号、郵便番号、住所、個人印の印影を除き開示した。

異議申立人は、当該不開示情報のうち、執行予定額算定の根拠資料とした参考見積書については、廃棄したため不存在としたことに疑義があるとして、また、執行予定額については条例第7条第5号には該当しないとして、それらの開示を求める本件異議申立てを行った。

2 本件処分の当否について

異議申立人は、本件処分中、「執行予定額算定の根拠資料とした参考見積書」の不開示理由が廃棄となっている点に疑義がある旨及び「執行予定額」について不開示とする理由がない旨主張しているので、以下検討する。

(1) 「執行予定額算定の根拠とした参考見積書」の不開示処分について

実施機関は、口頭意見陳述において、参考見積書を廃棄した経緯について次のように説明している。

業者選定及び見積徴収にかかる決裁文書には、参考見積書は綴じられていなかった。その理由は、参考見積書の見積額はあくまで、執行予定額設定にあたっての目安であり、決裁文書には綴じず参考資料として取り扱うべきものと認識していたためである。したがって、平成26年11月又は12月頃に不要文書を整理した際に、決裁文書に綴じ合わせることなく参考資料として扱った文書として参考見積書の廃棄を行った。

また、30万円未満の印刷製本費の場合の規約事項を進める手順等があるが、見積り徴収や、印刷物の作成について決裁をとる際に添付すべき文書として仕様書などのみ掲載されているので、執行予定額をどのように定めるべきか明確な規定はない。他課においても方法は様々である。

なお、30万円以上は財政局契約管理部調達課の担当になる。そのため参考見積りをとって、30万円未満であるか、30万円以上であるかを見極めている。執行予定額が30万円未満なので当課で見積り合わせを行った、とのことである。

以上の実施機関の説明を受けて、当審査会としては次のように判断する。

さいたま市契約規則をはじめとする契約に関する規定等には、30万円未満の印刷製本費の執行予定額の算定方法についての定めはなく、参考見積りをとる手続についての規定もない。しかしながら、参考見積書は、執行予定額決定の参考資料として、実施機関が職務上取得し、組織的に用いたものであり行政情報である。

したがって、実施機関が参考見積書を廃棄したことが適切な文書の取扱いであったかについて疑いなしとはしないが、当該見積書が保存されていることを窺わせるに足る具体的な事実も見当らず、文書は存在し

ないと認めざるを得ない。

よって、参考見積書が不存在であるとの理由で実施機関の行った当該不開示処分は妥当である。

(2) 「執行予定額」の不開示処分について

執行予定額と予定価格について、印刷製本費などを取りまとめている財政局契約管理部調達課に確認したところ、執行予定額とは、予定する支出負担行為の金額で、契約できる金額の限度額になり、予定価格というのは、入札又は見積合わせを実施するうえで、実際の支出負担行為額を決定する基準として、部長があらかじめ設定するものであるということである。

なお、本件のように印刷製本費で金額が250万円未満のものについては、負担行為予定金額をもって予定価格とすることができるとされている（執行事務処理要領第5条第3項）ので、本件においては、執行予定額と予定価格は同一のものとして取り扱うことができることになる。

ところで、実施機関によると、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の給付事業については、平成27年度も実施されており、本件請求日時点で、平成26年度とほぼ同等の仕様での、普及啓発用チラシ・ポスター作成業務に係る発注が検討されていた。

当該事業のように、翌年度以降も同様の事業が実施される場合に、執行予定額を開示すると、次回以降、執行予定額を推測されるおそれがあることは明らかである。よって、執行予定額に関して、当該契約締結後であっても、開示することにより、当該広報物作成業務の見積書等の徴収の際の執行予定額が推察されてしまい、今後の公正な見積書等の徴収事務に支障をきたすおそれがある、と認められる。

よって、実施機関が執行予定額を条例第7条第5号に該当する、当該事務事業の性格上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として不開示としたことは妥当である。

- 3 異議申立人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。
- 4 以上のとおり、本件異議申立てには理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|------------------|
| ① | 平成27年10月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同年11月16日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同年11月19日 | 審議 |
| ④ | 同年12月8日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| ⑤ | 同年12月17日 | 審議 |
| ⑥ | 平成28年1月21日 | 異議申立人からの意見陳述及び審議 |
| ⑦ | 同年2月18日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑧ | 同年7月21日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|---------|------|-------|
| 会長 | 池上純一 | 大学教授 |
| 委員 | 石川和子 | 弁護士 |
| 委員 | 伊藤一枝 | 弁護士 |
| 会長職務代理者 | 柴田雅幸 | 行政経験者 |
| 委員 | 吉田聰 | 弁護士 |

(五十音順)